

※一般質問の質問内容及び答弁内容は要約してあります。

公共施設の老朽化対策は



老朽化対策は

問 公共施設で老朽化が進んでいる建物が見受けられる。

特に札内福祉センターは昭和49年4月に完成、札内支所として業務を開始し、多くの住民に利用、活用されてきた。

鉄筋コンクリート造り2階建て、1階は役場支所事務室、相談室や会議室、84畳からなる和室、2階には大集会室、図書室、2部屋の和室などもあり、当時、大集会室は結婚披露宴にも利用されていた。

また、札内中学校も開校から30年以上が過ぎて、すがもりや雨漏りがおき、水とともに老朽化が進んでいる。

今後、耐震工事も行われることのことだが、教育現場の環境整備をどのように進めようと考えているのか、これらの一いつの建物の耐用年数はどれくらいあるのか、また、新築、改築の計画はどうのようになつてているのか。

平成13年度の改修時、工平成13年度の改修時、工レベルの設置を検討した経緯がある。

当時は施設の構造上、工レベルを設置することが不可能という判断を見送つたが、現在の状況では、設置も可能と認識している。

東コミセンや百年記念ホールなど他のコミュニティ施設との機能分担や利用促進等を勘案し、2階部分の改修について検討を進めたい。

札内中学校は昭和50年に建築され、32年を経過し老朽化が進んでいる。

耐震強度の課題もあり、

2階大集会室は多くの人が利用するところであり、時代の要請に伴つて障害者や高齢者のためにもエレベーターが必要になつてい

教育長 札内福祉センターは、札内地域のコミュニティ施設の中核として、年間3万人前後の利用があり、2階の大集会室は、たくさんの方が椅子席で集う場所として、老人クラブやしらかば大学など、高齢者の利用も多いが、階段の上り下りや物品の搬入・搬出など、2階にあることによる使いづらさがある。

平成13年度の改修で、未改修である2階部分の老朽化やバリアフリー対策など、課題があることは十分承知している。

利用実態に即した改善点について、構造的、技術的な検討を進めたい。
中学校両施設は、構造上耐用年数は約60年であり、適

の葺き替えや給排水設備の更新なども実施したい。

札内福祉センター、札内

切な管理で、今後30年ほど利用が可能と考える。



札内福祉センター





行政改革を進める役場

④時間外勤務・休
度
573,342千円
(平成19~22年)

行政改革を進める役場
見直しについて
11,772千円
(平成20~22年度)
②団体等への補助
金等の見直しにつ
いて
36,000千円
(平成20~22年度)
③定員の適正管理
について
573,342千
度

①公共施設の休館
日及び開館時間の
見直しについて
11,772千円
(平成20~22年度)
⑨普通財産の売却につ
いて
23,650千円
(平成20
~22年度)
⑩①と②に関わって、「公
共施設の有効活用基本方
針」の作成について
11②に関して、「補助金等
検討委員会の設置」につ
いて、少額補助の廃止につ
いて、各種事業の評価制度構
築について、団体補助の運
営状況や決算など町民に對
する説明責任について

幕別町の行政運営を
取り巻く環境は、地
方分権・規制緩和・三位一
体の改革などにより厳しさ
を増している。

合併後のみちづくりは現
在までは順調に推移してお
り、均衡ある発展に配慮し
てきたといえる。

しかし、厳しい財政状況
に変わりはなく、2007
年度末の町債残高は230
億円超と見込まれ、依然と
して台所事情は厳しいもの
がある。

(第3次) 推進計画(平成
18~22年度)の中で、效果
額(目標額)が総額で86
9,529千円と示されて
いるが、それぞれの数値の
根拠となる要因・施策につ
いて伺う。

18~22年度)の中で、効果
額(目標額)が総額で86
9,529千円と示されて
いるが、それぞれの数値の
根拠となる要因・施策につ
いて伺う。

⑧職員住宅・教員住宅の戸
数の見直しについて
4,000千円(平成22年
度)
⑨普通財産の売却につ
いて
111,697千円(平成
22年度)

⑩①と②に関わって、「公
共施設の有効活用基本方
針」の作成について
11②に関して、「補助金等
検討委員会の設置」につ
いて、少額補助の廃止につ
いて、各種事業の評価制度構
築について、団体補助の運
営状況や決算など町民に對
する説明責任について

幕別町の行政運営を
取り巻く環境は、地
方分権・規制緩和・三位一
体の改革などにより厳しさ
を増している。

平成18年10月に策定され
た『幕別町行政改革大綱
(第3次) 推進計画(平成
18~22年度)』の中で、効果
額(目標額)が総額で86
9,529千円と示されて
いるが、それぞれの数値の
根拠となる要因・施策につ
いて伺う。

⑥広告収入の検討について
3,744千円(平成19
~22年度)
⑦公共施設使用料減免の見
直し(基本的廃止)につい
て
4,000千円(平成22年
度)
⑧職員住宅・教員住宅の戸
数の見直しについて
23,650千円(平成20
~22年度)

⑨普通財産の売却につ
いて
111,697千円(平成
22年度)

⑩①と②に関わって、「公
共施設の有効活用基本方
針」の作成について
11②に関して、「補助金等
検討委員会の設置」につ
いて、少額補助の廃止につ
いて、各種事業の評価制度構
築について、団体補助の運
営状況や決算など町民に對
する説明責任について

幕別町行政改革大綱 推進計画について



日勤務手当での見直しにつ
いて
46,800千円(平成18
~22年度)
⑤公債費繰上償還につい
て
58,524千円(平成20
~22年度)

町長 ①公共施設の中で
特定の時間帯に利用者が皆
無に近い状況の施設につい
て、開館時間の短縮を行う
ことで管理経費を削減す
る。

域の住民活動の低下を招か
ない配慮をし、廃止を基本
とした見直しを進める。
⑧職員住宅や教員住宅の空
き家があり、必要戸数の見
直しや他用途への転用を検
討し、職員住宅の解体、用
地の売却に努める。

⑨普通財産のうち、将来的
に利用見込みのない土地の
売却を進める。

⑩現段階では未検討だが、
先進事例など調査し、利用
しやすい施設になるよう検
討する。

⑪補助金の検討委員会をつ
くりたい。

少額補助については、団
体等と十分協議した中で整
理したい。

評価制度については、費
用対効果など、補助金を出
す以上、財源がどのように
使われているかなど、先進
地の状況を検討したい。

町民に対する説明責任
は、補助団体は監査委員の
監査対象であり、毎年監査
を実施している。各補助団
体が、町民に説明や公表す
る場として、それぞれの団
体の総会などで行っている
のが現状である。

忠類地域の活性化対策を



幕別地区の室内ゲートボール場



問 合併後1年あまりを経過した今日、先の議会において、町長は合併

後の行政運営について検証し、行政効果や行政能力とサービスの向上、さらに、

一方、忠類地域の住民は時間の経過とともに、合併協議に基づく各種機関、団体等の合併や、統合が進められたことにより、少しずつ一体感が実感されつつある。

しかしこのような具体的な地域の変化の一方で、住民の中には絶えず合併前の地域の姿を、将来とも維持できるか

という懸念のあることも当然である。

いま忠類地域には町長の諮問をはじめ各種検討事項や、意思決定事項などをあつかう地域住民会議や、協働のまちづくり理念のもとで行政依存から脱却し物心両面にわたって取り組む機運が高まりつつある。

町長はこのような忠類地域に対し、当面実現可能な活性化対策と併せて、最近

愛好者も増加し、地域要望の高い室内ゲートボール場の設置と、忠類・幕別本町との動脈ともいえる道々幕別大樹線の整備について

も、考え方と対応について伺いたい。

町長 当面する忠類地域の活性化対策については、総合計画の3ヵ年実施計画に、基本的に合併前の旧忠類村において計画された事業を引き継ぎ、合併後新たな事業も位置づけたところである。

忠類住民会議での提言を踏まえ、道路改良・整備事業や、高規格基準の救急車と救急救命士の配置、新道の駅の整備、忠類ナウマン公園のパークゴルフ場の夜間照明の整備、ナウマン太鼓の和太鼓を更新し、郷土の文化の振興を図るなど、住民の皆さんとともに地域づくりを進めたい。

酪農を希望する新規就農者の優先的な紹介や、各種会議の忠類地域での開催、地域懇談会の開催など考えている。

室内ゲートボール場の設置については、忠類地域において、特に60歳代の爱好者が増加し、ゲートボールが活発であると聞いている。

冬期間忠類地域に施設がないことから、幕別地域の室内ゲートボール場を利用しているが、忠類地域における室内ゲートボール場の設置は、「均衡ある発展、あるいは「一体感の醸成」の促進、健康増進や定住促進などの地域振興の観点から3ヵ年実施計画を策定する中で検討したい。

道々幕別大樹線の整備については、この路線は、町内の重要な路線であり、これまでにも北海道に拡幅の整備促進を要望してきたが、合併により、さらに重要度が増したと受け止め、平成18年度から、用地測量・設計などに着手し、平成19年度には橋梁設計、用地買収などを進め、その後整備に入る予定となつていている。

今後も重要な路線として早期の整備・促進を要望したい。

墓地の環境整備に力を



問 幕別町には11箇所墓地が設置されており、町としてもその管理について苦慮しているが、札内墓地と千住墓地の環境整備について伺う。

札内墓地の新墓地の西側で砂利が採取されたが、墓地に影響が無いか、札内墓地の中を通路がなく、他家の墓の中を歩かなければならぬ所があるので使用者と連絡を取り、道を作るべきだと思うがどうか。また、整備に力を入れるため墓地使用料の見直しや、帯広市や音更町のように新たに管理費を徴収する考えはないか伺う。

町長 墓地は、故人を偲びお参りをする場であり、心安らぐよう十分配慮し、草刈や清掃などの管理業務を行っている。

札内墓地の砂利採取による影響については、砂利を採取する場合、保護措置を

とることで許可がでており、安全措置はとられていると考える。

古い墓地の区画には通路がないところがあるが、墓

近隣市町村と比べて火葬場使用料が高いのでは



幕別町火葬場使用料が近隣の火葬場に比べて高く設定されているとの苦情

があるのを伺う。幕別町民が町の火葬場を使用する時は8,000円であるが、帯広市民が市の火葬場を使用する時は無料であり、音更町民が音更町の火葬場を使用する時は1,600円である。一市三町の

中で幕別町の使用料が大変高く設定されているのはなぜなのか伺う。

町長 幕別町葬斎場は昭和61年に新築し、現在年間で約150件から200件の火葬を行っている。

本町の火葬場使用料は、15歳以上の場合、町民が8千円、町外が1万2千円となつており、近隣市町村と比較すると、町民が高く、町民以外が安い傾向にある。火葬場の使用料は灯油代相当分や、国民健康保険の葬祭費などを勘案して設定されており、平成17年度の実績では葬祭場の管理経費を火葬件数で割ると、1件あたり、約7万3千円、

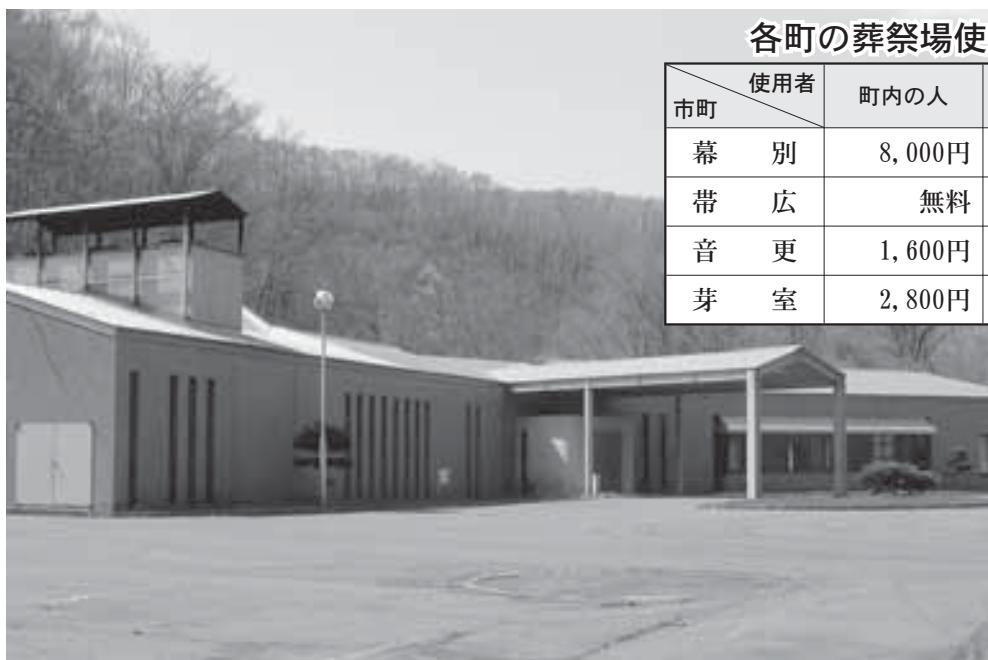
石の移動や、使用者の中に十勝近郊にいない方もおり、調整が難しい状況である。

管理費については、それぞの町村で違があるが、本町の場合これまで、管理費を徴収しないで、環境整備を行ってきたが、今後の検討課題としたい。

石油代にすると、1件当たり、8千5百円となり、施設の利用について、一定程度の受益者負担をお願いしている。

各町の葬祭場使用料

市町	使用者	町内の人	町外の人
幕別		8,000円	12,000円
帯広		無料	27,100円
音更		1,600円	1,600円
芽室		2,800円	4,200円



豊岡にある幕別町斎场

忠類地域の急激な過疎化を 避ける責任ある対応を



担当助役は「計画より前倒しして、支所の人員の削減をする」旨の発言をしているが、合併時の合意事項の前倒し実施は認められない。すでに合併時に旧忠類村の総務課の本町への統合・合理化が実施されており、総合支所で予算執行の責任ある体制を取り急激な人員削減は回避できる。また、地方交付税の特例措置によって配慮され、忠類地域の市街地形成に責任を持たなければならぬ財政的必然性がある。

合併による財政効果114億円が、幕別町の財政健全化に有効に働くことを考えれば、岡田町長は、忠類地域の急激な過疎化を食い止める責任を果たしてほしいと思うがどうか。

町長 合併協議の合意事項に基づき行政を執行しており、合理化、人員の削減についても効率的な配置を

考えるべく、平成19年度中に事務組織・機構の見直しを行う。

忠類総合支所の職員数の在り方については、総合支所は住民サービスを提供する総合行政機関と位置づけ、

忠類地域が過疎化しないために、基幹産業である農業の振興発展、幕別町の南玄関として、観光資源の活用による振興に努力とともに、議会や住民の皆さんに協力を頑張りたい。

地域住民の意向も大切にし、総合支所としての機能が十分に果たせる人員の確保に努めたい。

忠類地域が過疎化する不不服申立制度により、不服申立ができる仕組みとなつていて、機構は地方自治法に基づく公共団体であり、その監視・監査は機構の議会及び監査委員が行う。

忠類地域が過疎化する不不服申立制度により、不服申立ができる仕組みとなつていて、機構は地方自治法に基づく公共団体であり、その監視・監査は機構の議会及び監査委員が行う。

忠類地域が過疎化する不不服申立制度により、不服申立ができる仕組みとなつていて、機構は地方自治法に基づく公共団体であり、その監視・監査は機構の議会及び監査委員が行う。

滞納整理機構の問題点と救済の手立てを

問 来年度から滞納整理機構が仕事を開始するが、町民の各種の税滞納が生まれる背景は強まっており、町民の立場に立つて滞納者の生存権侵害を防ぐ対応が求められる。

①滞納処分執行停止の現況と今後の方針。
②機構維持のためのノルマ化等が起こらないか。

③機構に不服審査の仕組みはあるのか。また納税者の権利を無視した取立てにならない監視システムは。

町長 ①地方税法では、滞納処分により生活が著しく窮屈するなどの場合、執行を停止できるとされており、平成16年度は77件、平成17年度は49件の執行停止を行った。

②滞納整理機構設立に向けての事務協議の中で、設立から3年目に移管件数、処理件数、職員数の整理を行い、4年目に機構の存廃について協議を行うことになつた。

③民間賃貸住宅が皆無の忠類地域の入居条件は、地域性を考慮すべきだと思うが。

公営住宅の計画的な營繕と長期的計画は

問 昭和50年以前に建てられた老朽化した公営住宅が、幕別町で30%、忠類地域で40%にのぼる。當繪と次期計画等について伺う。

①計画的當繪と隨時出される要望に対する対応について。
②公営住宅の次期計画の概要について。

③民間賃貸住宅が皆無の忠類地域の入居条件は、地域性を考慮すべきだと思うが。

町長 ①計画的な營繕について、屋根及び外壁の塗装、屋根の防水工事、排

水設備の改善、など毎年計画的に行つていている。
②平成19年度に策定する公営住宅ストック総合活用計画は、環境問題や、財政的軽減などから、現在の公営住宅のストックを活用し、町内の住宅事情の把握や、公営住宅入居希望者の状況を考慮し、幕別町全体の適正な公営住宅数を確保し、個別改善、全面改善。建替え、用途廃止などの整備目標や活用方針を策定する。
③民間住宅のない忠類地域の事情については柔軟に対応するため、住宅委員会に提案した。入居者間の公平性を保ちながら柔軟に対応したい。



野原 恵子 議員

健康対策の強化を



問

働く世代は不安定雇用の中、労働条件、

権利、あらゆる面での格差や失業などで心身の疾病に深く結びつき、若い世代にも成人病が多く発症している。

サービス残業を伴う長時間労働や不規則勤務は住民にも大きく影響し、健康に対する不安が家族にも広がっている。

また、住民の暮らしは急激に変化し多様化する中で、家族や地域との交流が疎遠になり孤立し元気をなくしたり、体力の衰えから外出も不自由という高齢者も増えている。

従つて次の点について伺
①検診の受診率向上を。
②高齢者世帯への訪問活動の強化を。
③健康づくり・生活見直しチエックの啓蒙を。
④保健師の増員を。

町長

①生活習慣病検診や婦人科検診などの各種検診については、集団検診のほか、各病院や診療所で検診を受ける個別検診の機会を設け、受診しやすい体制を整備に努めている。広報による周知や、指定年齢者への個別通知、職場への受診PRなどを実施している。

今後も受診のしやすい体制整備に努め、受診率の向上を図りたい。

②保健師による訪問をはじめ、社会福祉協議会に委託している「お元気ですか訪問」、在宅介護支援センタ

ー2箇所に委託している高齢者の実態調査で実施しており、民生委員の訪問活動

や老人クラブの友愛活動とも連携し、訪問活動の強化に努めたい。

③広報誌での啓蒙や、老人福祉センターでの定期的健康教育、老人クラブや各種団体の要望に応じて前講座で健康教育を実施してお

り、今後もこれらの事業や広報紙等を通じ啓蒙に努める。

④現在幕別地域に9名、忠

類地域に3名の合計12名体制だが、業務の見直しや連携を図り、複雑多様化する保健業務の推進に努めた。また、平成20年度から医療制度の改正により、保健師の業務が今後どのように変わるのかを見極め、適正な人員配置に努めた

い。

⑤就学援助基準の見直しを。
⑥制度の周知の徹底を。

教育長

①就学援助の対象者は、生活保護基準の1・3倍未満の方を認定しているが、基準を超える場合でも、現在の状況や、将来の見通しなど特別な事情を勘案し、教育委員会で判定しております、基準そのものを見直す考えはない。

就学援助の拡充を

問

いま貧困は国民の一部の問題ではなく、誰にでも起こりうるようにななり生活と経済格差が拡大している。

福祉相談窓口で生活困窮にかかる相談がある場合、児童生徒のいる方には就学援助制度について説明し、文書と申請書を配布し周知している。

経済協力開発機構の調査では、日本の子どもの貧困率（子育て世帯の中で、貧困ライン以下の所得しかない家庭の割合）が高くなり低所得の子育て家庭では、経済的負担が重くなっています。

従つて次の点について伺
①認定に必要な申請用紙は、申請者及び対象者の住所・氏名など必要最低限の事項のみを記載する内容であり、現在のところ様式の変更は考えていないが、審査会などの意見を聞き検討したい。

介護保険「障害者控除」の改善を

問 介護保険障害者控除

①国税庁では介護保険法の要介護認定を受けているも、所得税法上の障害者に該当しない場合は、改善すること。

①就学援助基準の見直しを。
②制度の周知の徹底を。

しかし障害者認定については市町村によつて差があり、幕別町では申請しても認定されない割合が高い。従つて次の点について伺

①介護認定されている人に認定書を発行すること。
②申請用紙は申請しやすく改めること。

町長

①国税庁では介護保険法の要介護認定を受けているも、所得税法上の障害者に該当しない場合は、障害者控除の適用は受けられないとしており、要介護認定と障害認定は判断基準が異なり、要介護認定の結果で障害者認定の何級に相当するかを判断することは困難である。

②認定に必要な申請用紙は、申請者及び対象者の住所・氏名など必要最低限の事項のみを記載する内容であり、現在のところ様式の変更は考えていないが、審査会などの意見を聞き検討したい。

行財政改革と財政問題



問

第3次行財政改革大綱が策定された。経

費の節減・効率性の追求は必要であるが、自治体の本

来任務である「住民の安全と生命財産を守ること」が

基本。しかし計画は受益者負担の見直しや、民間委託で住民サービスの後退を招いてきたこれまでの延長。

住民サービスの向上のためどのように取り組むのか。

職員の削減と適正配置、退職金総額と財源についても伺う。また新型交付税の影響は。

町長 住民サービス向上のためには、行政改革の取り組みは必要である。行政改革を推進するには、経費削減や効率性の追求、費用対効果を検討し、受益者負担もお願いしなければならない。安全で安心して日常生活を送れるよう努めることが基本である。職員の削減については、

定年退職者の4割程度の職員補充で、平成22年度までに18名の減を目標としている。

退職金については、町の予算から退職金を支払う制度ではなく、町が北海道退職手当組合に加入し、当組合に対し退職金の原資となる負担金を納入し、退職者に勤続期間と退職事由に基づき計算された金額が支給される制度になっている。

負担金については、全職員の給料月額総額に対し一定の率で計算され、原資が積み立てられている。

新型交付税については、平成19年度から普通交付税の算定にあたり、基準財政需要額の1割程度を新型交付税に位置づけ、人口と面積に基づき算定し、残りの9割は従来型の算定となる。

総務省が試算した本町の影響額は、約2,400万円の減になる見込みである。

問 高齢者の将来に大きな負担をもたらす後

期高齢者医療制度が来年4月より実施される。北海道は他府県より保険料が高く、平均月額7,100円が年金から天引き（月額1万5千円以上の受給者）。

介護保険料と合わせ月額1万円以上にもなり、対象となる75才以上全員と、65才以上の寝たきりの方の暮らしを圧迫する。国に財政措置を求め減免制度などの対策を。また滞納者には保険証が渡されず、全額自己負担とされているが中止を。医療内容も、高齢者に差別的であり中止を求めるべき。

規定も設けられている。資格証明証については、負担能力があるのに納めない方の未納分は、他の納入者の負担となり、公平性が損なわれるため、資格証明証の発行は制度上やむを得ないと考える。

制度の中身についてはこれから審議される。高齢者に差別的と言われないような制度にならなければならぬと考える。

調査の公表について、文部科学省は国全体の状況及び学校種別ごとの状況、都道府県ごとの公立学校全体の状況などについて、公表するとしているが、個々の市町村名や学校名を明らかにした公表は行わない。幕別町としても、公表する考えはない。

後期高齢者医療制度の問題点と保険料の軽減について

問 高齢者の将来に大きな負担をもたらす後

期高齢者医療制度が来年4月より実施される。北海道は他府県より保険料が高く、平均月額7,100円が年金から天引き（月額1万5千円以上の受給者）。

介護保険料と合わせ月額1万円以上にもなり、対象となる75才以上全員と、65才以上の寝たきりの方の暮らしを圧迫する。国に財政措

全国一斉学力テストの問題について

問

教育基本法の改悪が強行され、学校や自

治体の序列化を目的にした、学力テストが実施されようとしている。決定権は教育委員会にあり、実施すべきではなく、少なくとも結果の公表は避けるべきである。

は、国保税と同様に保険料の7割、5割、2割の軽減措置が設けられ、災害等の特別事情がある場合の減免

力・学習状況を把握・分析することで、教育施策の成果と課題を検証しその改善を図ることを目的に実施するもので、小学生が国語と算数、中学生が国語と数学とされ、出題範囲は、前年に学習した指導事項が原則とされ、幕別町でも全学校で実施する。



は、国保税と同様に保険料の7割、5割、2割の軽減措置が設けられ、災害等の特別事情がある場合の減免

状況調査は、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、学